

I T 関係

- ・ 光ケーブル敷設時の手続きの簡素化 1
- ・ 光ケーブル敷設時の手続きの簡素化（包括的手続き対応の検討） 2
- ・ 道路占用規制等の見直し、線路敷権と既存事業者設備へのアクセス 3
- ・ 線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス 5
- ・ 線路敷設備と既存事業者設備へのアクセス 6
- ・ IRU（indefeasible right of user = 破棄し得ない使用権）方式による芯線貸しに関する道路占用規制の撤廃 7
- ・ 光ケーブル敷設のための高速道路及び鉄道の高架橋脚空間の活用（道路） 9
- ・ 交通情報提供の民間活用（ITS 関連） / 道路交通法の規制緩和 10
- ・ 電子政府の促進 11
- ・ 港湾・輸入手続等の一層の簡素化及びワンストップサービスの実現 12
- ・ 液体燃料の輸入手続に関する提出書類の簡素化及び電子化、提出先の一元化 15
- ・ 船輸送における危険物荷役許可及び入出港届の提出手続き IT 化のスピードアップ 17
- ・ 光ケーブル敷設のための高速道路及び鉄道の高架橋脚空間の活用 18
- ・ 線路敷設権および既存施設へのアクセス 19
- ・ 光ケーブル敷設時の手続きの簡素化（包括手続き対応の検討） 20
- ・ 光ケーブル敷設時の手続きの簡素化（包括手続き対応の検討） 21
- ・ 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続きの電子化の早期実現等 23

環境関係

- ・ 都市開発事業に係る環境アセスメントの簡素化 24
- ・ ポルトランドセメントの規格の条件緩和 25
- ・ ガスパイプラインの埋設深度規制の検討に係る留意事項（安全確保等） 26
- ・ 廃棄物処理業の許可に伴う建築基準法に関する建築制限の適用除外 27
- ・ 地球温暖化問題に係る各種施策の評価・分析、経済的措置に係る議論の一本化 28
- ・ 積替保管規制の緩和あるいは公共積替保管施設の整備（新規） 29

競争政策関係

- ・ 競争入札参加資格申請手続きの見直し 30
- ・ 談合排除のためのひな形マニュアルの作成 31
- ・ 談合防止のための、調達担当者の教育・訓練プログラム 32
- ・ 適正化法に沿って取られた措置と談合処理の有効性の評価に関する年次報告の作成 33
- ・ 談合防止行政プログラムの導入 34
- ・ 地方公共団体による発注・入札制限の改善 35
- ・ 公共事業に係る入札制度の改善 36
- ・ 指名競争入札制度の見直し 37

- ・ 競争入札参加資格申請手続の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- ・ 公益事業分野における公正取引委員会と事業所轄省庁の連携・・・・・・・・ 39

基準認証等関係

- ・ U N - E C E 規制の早期採択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- ・ U N - E C E 協定の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- ・ ナンバープレートの寸法・取付に係る規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ・ 正規輸入業者による原動機型式の打刻・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- ・ 乗用車の型式指定車の諸元表第 1 号様式中の不要項目等の削除・・・・・・・・ 45

資格制度関係

- ・ 不動産鑑定士試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- ・ 不動産鑑定士試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

金融関係

- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 48
- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 49
- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 50
- ・ 地方公共団体関係機関等の資金運用先への農協・信連の追加・・・・・・・・ 51
- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 52
- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 53
- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 54
- ・ 地方公共団体関係機関等の資金運用先への農協・信連の追加・・・・・・・・ 55
- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 56
- ・ 日本鉄道建設公団の余裕金の運用先として農林中央金庫への
預金を追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- ・ 特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加・・・・・・・・ 58

流通関係

- ・ 道路法第 24 条歩道に設ける切り下げ(車両進入)の幅員要件の緩和・・・・・・・・ 59

エネルギー関係

- ・ 電気工作物占用申請書類の様式統一および簡素化(河川)・・・・・・・・ 60
- ・ 電気工作物占用申請書類の様式統一及び簡素化(道路)・・・・・・・・ 61
- ・ 共同溝に収容するケーブルの電圧別区分の撤廃・・・・・・・・ 62
- ・ ナトリウム・硫黄電池に係る用途地域規制の緩和・・・・・・・・ 63
- ・ 溶接方法に関する各種法令の整合性の確保・・・・・・・・ 64

分野	IT	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設時の手続きの簡素化			
意見・要望等の内容	光ファイバー敷設に必要な許認可項目や許認可先について、個別項目ごとの許認可ではなく、例えば県レベルで一括対応窓口を設けて頂きたい。			
関係法令	河川法第24条、第26条	共管	なし	
制度の概要	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法第24条）。また、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法第26条）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>河川の占有の許可等の申請に当たり新たに都道府県を経由させることとするのは、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるために国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にするという地方分権推進計画に示された考え方を踏まえると、適切ではない。</p> <p>また、申請の経路が増加することによって、申請の処理に現状より多くの時間を要することが予想され、必ずしも許可に要する時間の短縮が図られるとはいえない。</p> <p>上記の理由から一括対応窓口の設置は困難であるが、申請手続きの迅速化・簡素化を図り申請者の負担を軽減するため、電子申請が可能となるよう現在作業を進めている。</p>				
担当局課室等名	国土交通省河川局水政課(03-5253-8439)、治水課(03-5253-8450)			

分野	IT	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設時の手続の簡素化（包括的手続対応の検討）			
意見・要望等の内容	光ファイバ敷設において、必要な許認可項目が多岐にわたり、また許認可先も多様なため申請手続きおよび調整に時間を要し、整備の妨げとなっているので、個別項目ごとの許認可ではなく、包括手続き対応の検討（例えば県レベルで一括対応窓口を設ける）をお願いする。			
関係法令	道路法第32条	共管	なし	
制度の概要	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第32条第1項）。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
<p>（説明）</p> <p>道路管理者は、道路占用許可の許否を判断するに当たっては、占用の目的、占用の場所、占用物件の構造、工事の実施方法、道路の復旧方法等を吟味し、道路の構造や交通への支障の有無又はその程度を個別具体的に検討することが必要であるが、道路占用許可手続については、道路の種別により工事实施の方法、工事の時期、復旧方法等も異なってくることとなるため、他の許認可手続と包括的に取り扱うことは困難である。</p> <p>なお、道路占用許可申請手続については、直轄国道において電子化を推進しているところであり、さらに申請者の負担を軽減し、光ファイバ敷設の円滑化を図るため、例えば、既設の電柱に光ファイバを添架する場合や既設の光ファイバの芯線貸し等の場合のいわゆる二次占用の際の手続に関し、添付書類の一層の簡素化が可能なものについては、必要な指示等を行ったところ。</p>				
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室（03-5253-8481）			

分野	IT	意見・要望提出者	経済団体連合会・米国	
項目	道路占用規制等の見直し、線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス			
意見・要望等の内容	電気通信事業者等がネットワークを柔軟に構築できるよう、道路工事掘削期間の平準化にとどまらず、回線敷設のために利用する道路等の公共空間の利用に関する規制を抜本的に見直す（道路占用規制の緩和、道路掘削禁止区域、冬季・年度末の路上工事抑制措置、短期間・短距離の工事に関する規準の緩和等）、他米国同旨			
関係法令	道路法第32条等	共管	なし	
制度の概要	<p>道路舗装工事完了後の掘削禁止措置</p> <p>道路の掘り返しを伴う占用工事を始めとする路上工事による渋滞等の交通障害及び道路の不経済な損傷等を防止する観点から、国道及び主要幹線街路のうち交通量の多いものについて、道路舗装工事完了後、原則として一定期間当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講じているもの。</p> <p>年度末等における路上工事抑制措置</p> <p>路上工事が年度末等特定の時期に集中する傾向があり、交通渋滞の大きな原因となっていること及び国民から強い批判を受けていることから、当該期間における路上工事を抑制する措置を講じているもの。</p> <p>（「道路の掘り返し防止対策の徹底について」（平成9年5月13日建設省道政発第55号）等による）</p>			
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画（改定）」 1 IT関係 (3) ア情報通信ネットワークインフラの整備促進</p> <p>線路敷設の円滑化</p> <p>冬季・年度末の路上工事抑制措置について、道路交通に及ぼす影響等をも勘案しつつ平成13年度から5年間は試行的に緩和を図るとともに、道路管理者等は当該措置の実施内容等をインターネット等により公開する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成13年度）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>（説明）</p> <p>道路舗装工事完了後の掘削禁止措置については、平成14年度においては、一定の光ファイバーケーブル敷設工事のための掘削について、掘削期間禁止期間内においても認める運用とした。</p> <p>また、年度末等における路上工事抑制措置については、平成13年度から5年間は、電気通信事業者が行う光ファイバ敷設工事のうち、年度当初に想定し得ず、かつ、緊急性を有すると認められるものについては、概ね四半期ごとに必要な調整を行い、冬季・年度末においても道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和することとして運用しているところ。</p>				

なお、工事帯の幅、長さや工事の時間等の適正な設定について指示等したところであるが、今後とも、道路の構造及び交通への支障を勘案し、警察と連携しつつ、引き続き、適切な運用に努める。

担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室(03-5253-8481)、国道課
---------	---------------------------------

分野	IT	意見・要望提出者	米国
項目	線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス		
意見・要望等の内容	とう道やトンネルの設置とは別にケーブルの埋設も明確に許可する。		
関係法令	道路法第32条、第33条、道路法施行令第14条第2項	共管	なし
制度の概要	地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること、車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであることとされている（道路法施行令第14条第2項）。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>電線等を道路の地下に埋設する場合は、破損の防止の観点から堅固で耐久力を有する構造としなければならないこと等が許可基準として法令で規定されていることから、ケーブルは管路に収容されることが望ましい。</p> <p>このことは、ケーブルを直接埋設することを全く禁止するものではないが、道路工事及び他の占用工事等により当該ケーブルが破損するおそれが大きくなることから、直接埋設については、それを実施することができる場所が極めて限定されることと思われる。</p>			
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室(03-5253-8481)		

分野	IT	意見・要望提出者	米国
項目	線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス		
意見・要望等の内容	高速道路に設置している管路につき、アクセスを提供することを義務付ける規則を高速道路事業者に適用することを検討する。		
関係法令	道路法第32条	共管	なし
制度の概要	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第32条第1項）。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならないとされているが、高速道路においては、国土交通大臣等の管理権限を代行する日本道路公団等が当該許可を行うものであり、高速道路に設置されている道路管理用の管路に他者がケーブルを敷設する場合もこの許可が必要であって、この点において民間事業者等とそれらの管路にケーブルを敷設する者との関係とは性格を根本的に異にするものである。</p> <p>さらに高速道路に設置されている道路管理用の管路には、これを開放して更にケーブルを敷設できるだけの物理的な余裕が元来なく、また、仮に道路管理用の管路にケーブルを収容できる余地があったとしても、そもそも高速道路は自動車の高速交通の用に供されているという特殊性から、交通の安全と円滑な通行の維持及び道路構造の保全には特段の配慮を必要とするものであり、また、我が国の高速道路はその国土環境から諸外国に比して一般に狭小であることから、そのための路上工事は安全かつ円滑な通行に支障を及ぼすこととなる。</p> <p>したがって、我が国の高速道路の特性にかんがみ、日本道路公団等が高速道路に設置している管路等についてもアクセスを提供するよう義務付ける規則を適用することについては、消極に解する。</p>			
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室(03-5253-8481)		

分野	IT	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	IRU (infeasible right of user=破棄し得ない使用権) 方式による芯線貸しに関する道路占用規制の撤廃			
意見・要望等の内容	<p>IRU 方式により他の事業者へ既設の通信線の芯線の一部を貸し出す場合は、占用目的変更許可を不要とする。</p> <p>また、IRU 方式により芯線の一部を使用する事業者は、占用許可の申請および占用料の支払いを要しない旨を各道路管理者に徹底する。</p>			
関係法令	道路法第 32 条、平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号建設省道路局路政課長通達	共管	なし	
制度の概要	<p>道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならず（道路法第 32 条第 1 項）、占用の目的等を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない（同法同条第 3 項）。</p> <p>例えば、電気通信設備の保有者（一次占用者）が他事業者（二次占用者）に通信線の一部を貸し出す場合には、一次占用者は占用目的変更申請手続を要するが、二次占用者は特段の手続を要しないこととして取り扱っている（平成 11 年 3 月 31 日付け建設省政発第 31 号建設省道路局路政課長通達「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う外の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」、以下、「31号通達」という。）。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
<p>（説明）</p> <p>道路占用許可を受けている占用事業者が、当該許可に係る道路の占用の目的を変更しようとする場合には、道路法第 32 条第 3 項により、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>既設の電線の芯線の一部を IRU 契約によって他の事業者に使用させようとする場合には、占用物件の外観そのものに変更をもたらすものではないが、道路の占用の目的は、例えば第一種電気通信事業者の占用する電線等がその第一種電気通信事業者の用に供するものとして、同法第 36 条の規定するいわゆる義務占用に該当するものであるか否か等、占用の許否の重要な要素である。よって道路管理者においては、占用許可を受けた者が当該許可に係る物件の本来の使用形態の他に、新たに占用物件を貸与するなど新たな目的を追加</p>				

する場合には、それが当該物件を誰がいかなる目的、方法で使用するためであるかということについての適否を再度判断する必要があるため、一次占有者からの占有の目的の変更許可申請は最低限必要である。

直轄国道においては、上記の31号通達により、IRU契約によって二次占有者が一次占有者から通信線の一部の貸与を受ける場合には、一次占有者が占有目的の変更許可申請を行うことで足り、二次占有者は新たな占有許可申請手続を要せず、占有料も徴収しないこととして取り扱っている。

なお、地方自治体における道路占有許可に関する事務は、自治事務である関係上、国土交通省において直接の指導を行うことは困難であるが、同通達の取扱いについて引き続き周知等に努めることとしている。

担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室(03-5253-8481)
---------	-----------------------------

分野	IT	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設のための高速道路及び鉄道の高架橋脚空間の活用(道路)			
意見・要望等の内容	民間への橋脚空間利用を開放するよう各管理者に指導してほしい。 (施行コスト、メンテナンスコストの削減及びインフラ整備の活発化)			
関係法令	道路法32条等	共管	なし	
制度の概要	<p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。高速道路についても同様であるが、電気通信、電気、水道及びガス等の公益事業に資する工作物であっても、道路を縦断的に使用させることは、原則として許可しない取り扱いとしている。</p> <p>これは、道路を使用させるに当たり、設置・保守作業等に起因する道路の掘返し、車線規制等により道路の構造の安全、交通安全等に重大な支障を及ぼす恐れがあることによる。</p>			
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画(改定)」</p> <p>1 IT関係 (3) ア情報通信ネットワークインフラの整備促進</p> <p>高速道路の高架橋脚空間の活用</p> <p>高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)				
<p>高架橋脚空間における光ケーブル等の縦断的な設置については、高架橋の橋梁床版裏面への敷設工事・保守を実施する際に、長距離・長期間に及ぶ本線上の車線規制を伴う場合が多く道路管理上の支障をきたす恐れがあることに加え、交通渋滞の発生等による社会的影響は極めて多大なものとなることから、原則として認めていない。(ただし、当該個所に代わる適当な場所がなく、公益上やむをえない場合で、占用許可基準を満たす場合に限り、占用許可を行っている。(例：瀬戸大橋などの長大橋やトンネル))</p> <p>しかし、e-japan重点計画における主旨(超高速インターネット網の早期整備等)を踏まえ、高架橋脚空間のみならず、今後の高速道路空間の利用のあり方については、検討を進めているところである。</p>				
担当局課室等名	道路局路政課(03-5253-8479)			

分野	IT	意見・要望提出者	関経連
項目	交通情報提供の民間活用（ITS関連）/ 道路交通法の規制緩和		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の道路交通情報データの民間事業者への全面的な提供、ならびに、そのデータに民間事業者が独自に編集した道路交通情報データを組み合わせるなど、自由に編集・加工された高付加価値情報の提供をできるようにする。 ・VICS情報提供先制限を緩和する。 ・気象情報のように情報を一元化し、道路利用者に付加価値の高い情報提供に関する規制の緩和 		
関係法令	道路交通法第109条の2等	共管	警察庁
制度の概要	民間による交通情報の加工・編集は原則禁止されていたが、平成13年6月の道路交通法の改正によって自由に編集・加工した情報を提供することができるようになった（施行は平成14年6月1日から）		
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画（改定）」</p> <p>1 IT関係 (3) 工社会・行政の情報化の推進</p> <p>道路交通情報提供に関する制約の緩和</p> <p>道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最小限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法を改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成14年6月1日）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 道路交通情報を提供する一端を担っている国土交通省としても、今後民間事業者が道路交通情報を自由に編集・加工した情報提供が適正に行われるよう、検討を行っているところ。また、財団法人道路交通情報通信システムセンターからの情報提供先については、車載機以外へも提供できるよう措置したところ。			
担当局課室等名	道路局道路交通管理課（03-5253-8482）、企画課、国道課、有料道路課、 高速国道課		

分野	IT	意見・要望提出者	米国
項目	電子政府の促進		
意見・要望等の内容	公共事業を含む調達において、入札者と調達機関の活動がオンラインで行われることを促進する。		
関係法令		共管	
制度の概要	公共事業を含む調達の手続きにおいては、競争参加資格申請書、入札書等の提出を従来は「紙」で行っていた。		
計画等における記載の状況	【e-Japan 重点計画の 5】 【e-Japan2002 プログラムの II の 4】 【IT 関連構造改革工程表の 4】		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 （実施時期：平成 13 年 10 月）	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
（説明） 国土交通省直轄事業においては、平成 13 年 10 月から従来の調達手続きをインターネットを用いて行う「電子入札」を運用中。			
担当局課室等名	大臣官房技術調査課（直通：5253-8220）		

分野	I T	意見・要望提出者	経済団体連合会 関西経済連合会 (社)日本船主協会
項目	港湾・輸入手続等の一層の簡素化及びワンストップサービスの実現		
意見・要望等の内容	<p>< 経済団体連合会 ></p> <p>〔意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入・港湾諸手続が煩雑なため、物流・交流の円滑化が妨げられており、産業競争力にも悪影響を及ぼしている。 ・ 各行政機関（システム）ごとに複数回、入力・送信を行う必要がある ・ 全ての手続が電子化されているわけではない <p>〔要望〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入港から輸入許可に要する時間を最短で24時間以内に短縮する（2003年度まで） <li style="padding-left: 2em;">各種申請の必要性について再検討 <li style="padding-left: 2em;">現行の申請書類を可能な限り削減 <li style="padding-left: 2em;">全ての輸出入・港湾諸手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とする ・ シングルウィンドウ（ワンインプット）システムの整備 <li style="padding-left: 2em;">地方公共団体も参加可能なシステム <li style="padding-left: 2em;">国際標準に準拠したシステム <p>< 関西経済連合会 ></p> <p>〔意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料輸入における自社港湾設備への船舶の入出港に際し、海上保安庁に対する入出港届出書類を紙ベースで作成し、担当者が出先機関まで持参している。 <p>〔要望〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入出港届等書類の電子化・EDI化。または、インターネット等によるオンライン申請システムの開発・導入。 <p>< (社)日本船主協会 ></p> <p>〔意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾・輸入手続のIT化に関しては、未だに一部の申請のみに留まっており、遅々として進んでいない。 ・ 政府のe-Japan重点計画に基づき、早急にIT化を進めるべき。 <p>〔要望〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾・輸入諸手続きの改廃に向けた検討 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾・輸出入手続きの申請書類の徹底的な簡素化及び早期のIT化 ・ EDI対象メッセージの統一及び各コードの標準化 ・ 代理店の署名等入出港時に提出する各種書類の提出方法の簡便化 ・ シングルウィンドウ（ワンインプット）システムの整備 ・ 申請データや各種統計資料の関係官公庁による共有化 ・ システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減 		
関係法令	港則法、港湾法	共管	財務省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政機関ごとで、輸出入・港湾手続に関する様々な書類の提出を求めている。 ・ 港湾EDIシステム（国土交通省）、Sea-NACCSシステム（財務省）、JETRAS（経済産業省）等が別々に整備されており、各行政機関へそれぞれのシステムで申請を行う必要がある。 ・ 一部の手続しか電子化されていない 		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改定） 1エ22（e）】</p> <p>）輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。</p> <p>）輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p> <p>さらに、通関情報処理システム（NACCS）と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム（仮称）についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 <p>（実施（予定）時期：平成15年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
<p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進を図るため、関係府省 			

の間において検討体制（「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」）を整備。（H13.9.28設置）

- ・ 通関情報処理システム（NACCS）と港湾EDIシステムについては平成14年1月に接続済。
- ・ 当該連絡会議の申合せに基づき、1回の入力・送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続が行えるシングルウィンドウ化の早期実現に向けシステム開発作業中（平成15年度のできるだけ早い時期を目標）
- ・ システム開発の基本理念
 - （1） 利用者の利便性の向上
 - （2） 運用コストの低廉化
 - （3） 国際標準への配慮
 - （4） 手続面でのシステムの簡素化
- ・ 港湾統計作成について、NACCSへ提出した積荷情報の有効活用（平成14年度目途）

担当局課室等名

政策統括官付政策調整官付（物流担当）：03 - 5253 - 8800

港湾局環境・技術課 [計画課、管理課]：03 - 5253 - 8681

海上保安庁警備救難部航行安全課：03 - 3591 - 2776

分野	IT	意見・要望提出者	経団連
項目	液体燃料の輸入手続に関する提出書類の簡素化及び電子化、提出先の一元化		
意見・要望等の内容	<p>〔意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 液体燃料の輸入に際して、電子化された手続と電子化されていない手続が混在している。 電子化されていない書類は、各官公庁に持ち届けることが義務付けられている。 <p>〔要望〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 各官公庁間で重複する書類などの廃止・一本化 必要書類及び申請手続の電子化の推進 		
関係法令	港則法、港湾法	共管	財務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関ごとで、輸出入・港湾手続に関する様々な書類の提出を求めている。 港湾EDIシステム（国土交通省）、Sea-NACCSシステム（財務省）、JETRAS（経済産業省）等が別々に整備されており、各行政機関へそれぞれのシステムで申請を行う必要がある。 一部の手続しか電子化されていない 		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改定） 1エ22（e）】</p> <p>）輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度のできるだけ早い時期に運用開始する。</p> <p>）輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p> <p>さらに、通関情報処理システム（NACCS）と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム（仮称）についても、平</p>		

	成 14 年度までを目途に、それぞれ連携する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成 15 年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) ・ 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進を図るため、関係府省の間において検討体制(「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」)を整備。(H13.9.28 設置) ・ 通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成 14 年 1 月に接続済。 ・ 当該連絡会議の申合せに基づき、1 回の入力・送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続が行えるシングルウィンドウ化の早期実現に向けシステム開発作業中(平成 15 年度のできるだけ早い時期を目標) ・ システム開発の基本理念 (1) 利用者の利便性の向上 (2) 運用コストの低廉化 (3) 国際標準への配慮 (4) 手続面でのシステムの簡素化				
担当局課室等名	政策統括官付政策調整官付(物流担当)：03 - 5253 - 8800 港湾局環境・技術課：03 - 5253 - 8681 海上保安庁警備救難部航行安全課：03 - 3591 - 2776			

分野	IT	意見・要望提出者	石油化学工業協会
項目	船輸送における危険物荷役許可及び入出港届の提出手続きIT化のスピードアップ		
意見・要望等の内容	危険物荷役許可証及び入出港届について、インターネットのWebを利用する等々、効率的な運用を希望。前回の規制緩和要望以降、遅々として進んでいない。		
関係法令	港則法第4条、第23条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、港長に入出港届を届け出なければならない。（港則法第4条） 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。（港則法第23条） 		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済（港則法第4条）	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定（港則法第23条）	具体的措置の検討中	
	（実施予定時期：平成14年度）		
<p>（説明）</p> <p>入出港届（港則法第4条）については、全特定港にて港湾EDIシステムを利用したオンライン申請の受付を実施済み。危険物荷役許可申請（港則法第23条）については、平成14年度中に全特定港にて港湾EDIシステムを利用したオンライン申請の受付を実施予定。</p>			
担当局課室等名	政策統括官付政策調整官付（物流担当） 海上保安庁警備救難部航行安全課（03-3591-2776）		

分野	1 IT関係 ア 情報通信ネットワーク インフラの整備促進	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設のための高速道路及び鉄道の高架橋脚空間の活用			
意見・要望等の内容	民間への橋脚空間利用を開放するよう各管理者に指導してほしい。			
関係法令	なし	共管	内閣府、総務省	
制度の概要	鉄道事業者がその所有する鉄道施設を貸出しする場合には、従来、鉄道事業者が、申し込みに対する窓口を設置し、安全の確保を含め鉄道事業に支障がないか等の観点から個別に対応している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 新幹線鉄道等の橋脚空間等の使用を困難とするような規制は行っておらず、規制緩和に関する意見・要望ではない。 鉄道事業者が所有する鉄道施設のスペースについては、鉄道事業に支障がないか等の観点から検討を行い、通信事業者への貸出しを行っていることと承知している。安全の確保を含め、鉄道事業に支障がない限り、国土交通省としても特に反対するものではない。				
担当局課室等名	鉄道局施設課			

分野		意見・要望提出者	米国
項目	線路敷設権および既存施設へのアクセス		
意見・要望等の内容	競合事業者が加入者にサービスを提供するために必要なインフラへのアクセスをさらに整備する。		
関係法令		共管	
制度の概要	鉄道事業者がその所有する鉄道施設を貸出する場合には、従来、鉄道事業者が、申し込みに対する窓口を設置し、安全の確保を含め鉄道事業に支障がないか等の観点から個別に対応している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>新幹線鉄道等の橋脚空間等の使用を困難とするような規制は行っておらず、規制緩和に関する意見・要望ではない。</p> <p>鉄道事業者が所有する鉄道施設のスペースについては、鉄道事業に支障がないか等の観点から検討を行い、通信事業者への貸出しを行っていることと承知している。</p> <p>なお、JR7社及び大手民鉄16社については、各社のホームページにおいて、電柱、管路等の賃貸に関する情報(問い合わせ窓口、賃貸条件等)を提供している。</p>			
担当局課室等名	鉄道局総務課鉄道企画室		

分野	1 IT関係 ア 情報通信ネットワーク インフラの整備促進	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設時の手続きの簡素化（包括手続き対応の検討）			
意見・要望等の内容	情報通信ネットワークの整備促進のため光ケーブルを敷設する際の手続きを簡素化して欲しい。			
関係法令	なし	共管	内閣府、総務省	
制度の概要	鉄道用地内に通信事業者用の光ケーブルを敷設する場合には、従来、鉄道事業者が、申し込みに対する窓口を設置し、安全の確保を含め鉄道事業に支障がないか等の観点から個別に対応している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>新幹線鉄道等の橋脚空間等の使用を困難とするような規制は行っておらず、規制緩和に関する意見・要望ではない。</p> <p>鉄道事業者が所有する鉄道施設のスペースについては、鉄道事業に支障がないか等の観点から検討を行い、通信事業者への貸出しを行っていることと承知している。安全の確保を含め、鉄道事業に支障がない限り、国土交通省としても特に反対するものではない。</p>				
担当局課室等名	鉄道局施設課			

分野	1 IT関係 ア 情報通信ネットワーク インフラの整備促進	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	光ケーブル敷設時の手続きの簡素化（包括手続き対応の検討）			
意見・要望等の内容	光ファイバー敷設に必要な許認可項目や許認可先について、個別項目ごとの許認可ではなく、包括手続き対応の検討（例えば県レベルで一括対応窓口を設けて頂きたい）を要望する。			
関係法令	港湾法第37条第1項、第43条の8第2項	共管	内閣府、総務省	
制度の概要	港湾区域内又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。）又は公共空地の占用をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない（港湾法第37条第1項）。また、開発保全航路内において、水域を工作物の設置等により占用しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない（港湾法第43条の8第2項）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>港湾法上、光ケーブル敷設に当たって必要とされる手続は、港湾区域内の水域等においては港湾管理者の占有許可、開発保全航路内の水域等においては国土交通大臣の占用許可である。</p> <p>港湾区域内の水域等の占用許可は、自治事務として港湾管理者ごとに、限られた各港湾の水域、陸域を有効に利用するため、港湾毎の事情を考慮して、当該港湾における許可を行うかどうかを判断している。</p> <p>また、開発保全航路内の占用許可は、開発保全航路が、港湾管理者の管理する港湾区域と異なる水域を船舶の交通確保のため設定しているものであり、その開発及び保全を国自らが行っていることから、当該航路を所管する地方整備局において許可を実施している。</p> <p>このように、これら手続は、港湾の管理・運営、開発保全航路の維持・管理に支障がないか等の観点からそれぞれ適切に行われているものであり、他の許認可手続と包括的に取り扱うことは困難である。</p> <p>また、「県レベルで一括対応窓口を設ける」ことについては、自治事務と国の事務との違い、港湾管理者については都道府県、市町村等一様ではないことから、申請の経由箇所が増加することによって、かえって申請の処理に現状より多くの時間を要することが予想され、必ずしも許可に要する時間の短縮が図られるとは言い難い。</p> <p>なお、国土交通省としては、申請手続きの迅速化・簡素化を図り申請者の負担を軽減するため、「e-Japan</p>				

重点計画」(平成13年3月29日IT戦略本部決定)に基づく電子化アクションプランにより、電子申請を推進するための取り組みを進めているところである。

担当局課室等名	国土交通省港湾局管理課(03-5253-8660)
---------	---------------------------

分野	1. I T 関係	意見・要望提出者	経済団体連合会、リース事業協会、 関西経済連合会、オリックス
項目	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		
意見・要望等の内容	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3ヶ年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に具体化すべきである。</p> <p>検査・登録等諸手続 自動車検査・登録手続等の電子化 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化</p>		
関係法令	自動車登録令第14条	共管	警察庁、総務省、国税庁
制度の概要	<p>・登録の申請をする者は、申請書に左に掲げる書面を添えて提出しなければならない。</p> <p>一 登録の原因を証する書面 二 登録の原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、これを証する書面 三 代理人により登録の申請をするときは、その権限を証する書面</p>		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3ヶ年計画（改定） 1エ22（e）】 自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
<p>（説明）</p> <p>・自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト（バーチャルエージェント）」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続の電子化に向けた調査検討を精力的に行っているところである。</p> <p>・ワンストップサービスの中心となるシステムについては、現在、調査検討及び技術的な実証実験を行っており、平成14年度にはワンストップサービス・システムの構築のための基本設計を行う予定としている。</p> <p>・今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービス・システムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。</p>			
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部管理課（連絡先）03-5253-8588		

分野	住宅・土地、公共工事 環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	都市開発事業に係る環境アセスメントの簡素化		
意見・要望等の内容	環境アセスメントは手続きに相当の時間を要する。円滑な都市開発事業の促進の観点から、スピーディで効率的かつ効果的な運用を行うべきであり、国は地方自治体に対しその旨指導を行うべきである。		
関係法令	環境影響評価法	共管	環境、経産、農水、厚労、防衛
制度の概要	<p>事業者が、事業の実施にあたり、環境の保全について適切な配慮がなされることを確保するため、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な措置が講じられた場合における環境への影響を総合的に評価する制度。</p> <p>当該評価は、100ha以上の土地区画整理事業など、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある事業を対象としており、事業が都市計画決定される場合は、都市計画決定権者がこれを行う。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明)	<p>法律が施行して間もないこともあり、現行の法律に基づく手続きの検証を行える状況にないため、手続きの簡素化は考えてはいない。</p>		
担当局課室等名	総合政策局国土環境・調整課 03(5253)8268 都市・地域整備局都市計画課 03(5253)8409		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	ポルトランドセメントの規格の条件緩和		
意見・要望等の内容	<p>現行規格値 0.02 以下を、0.05 以下に改訂すべきである</p> <p>(理由)</p> <p>セメント産業は、静脈産業として大きな役割を果たしているが、セメント中の塩素分の制約により、セメント産業が受け入れられる廃棄物量は上限に達している。</p> <p>米国、欧州では、セメント中の塩素量は 0.1% 以下とされており、我が国においても諸外国並みの規制値にすべきである。</p> <p>セメント中の塩素量の規制が諸外国並みに緩和されれば、「汚泥、廃プラ、下水道焼却灰」をはじめとする各種廃棄物のリサイクル量の増加が可能となり、循環型社会の構築にさらに大きく貢献できる。</p>		
関係法令	JIS R5210 ポルトランドセメント	共管	
制度の概要	JIS R5210「ポルトランドセメント」において、塩化物イオン量の規制を 0.02% と規定している。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>()</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>コンクリートの塩分総量規制の問題については、国土交通省としても、現行の JIS 基準が、昭和 61 年に制定され、社会情勢の変化や技術の進展に伴い、検討すべきという認識にある。これを踏まえ、平成 13 年 10 月に、学識経験者、関係業団体、関係行政機関からなる「コンクリート中の塩分総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策に関する懇談会」を設立し、使用者としてのコンクリート構造物の品質を考えた上での塩分総量規制の妥当性、規制の条件等について検討を行っているところである。</p>		
担当局課室等名	国土交通省大臣官房技術調査課(直通:5253-8221)、住宅局建築指導課(連絡先:03-5253-8513)		

分野	環境	意見・要望提出者	連合
項目	ガスパイプラインの埋設深度規制の検討に係る留意事項（安全確保等）		
意見・要望等の内容	<p>天然ガスの利用促進にあたり、ガスパイプラインの埋設深度の規制については、管種、圧力、材質等の違いを勘案し、技術的な裏づけのもと、現実的な規準を検討すべきだが、安全確保を最優先とする。また、埋設深度を変更する場合、他の目的の道路工事などでガスパイプライン折損がないよう、工事業業者に対する措置等をあわせて検討すべきである。</p>		
関係法令	道路法施行令第14条第2項 他	共管	なし
制度の概要	<p>高圧ガス導管（2MPa以上のもの。以下同じ。）に限らず、地下に設ける占用物件の構造は、</p> <p>堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。</p> <p>等によらなければならない（道路法施行令第14条第2項）。</p> <p>さらに、高圧ガス導管については、市街地の道路にあっては、他の埋設物との離隔距離をも考慮し、埋設深度を1.8m以下としないこととしている（「高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて」（平成9年3月25日建設省政発第43号）等）。</p>		
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画（改定）」</p> <p>2環境分野 (3) ウ地球温暖化問題</p> <p>ガスパイプラインの建設促進</p> <p>a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>高圧ガス導管の埋設の深度を決めるに当たっては、</p> <p>道路の打換え工事等の他の工事による高圧ガス導管の損傷を防ぐため、埋設深度を舗装の厚さに一定の深さを加えた値以下としない必要があること。</p> <p>電線、水管、ガス管等が埋設されている場合、沿道の需要により逐次埋設工事が行われることが多い埋設工事に際して導管が支障とならないこと及び導管への支障を防ぐ必要があること。</p> <p>等について考慮のうえ決定する予定。</p>			
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室（03-5253-8481）、国道課		

分野	環境	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	廃棄物処理業の許可に伴う建築基準法に関する建築制限の適用除外		
意見・要望等の内容	<p>産業廃棄物処理設備の建設に当たっては、廃棄物処理法により環境アセスメントの実施が不可欠であるが、さらに、建築基準法で都道府県都市計画審議会による許可を取ること、内容的に同一のことを繰り返していることになり、時間的にも金銭的にも非効率である。</p> <p>したがって、廃棄物処理法に規定する処理設備の建設、用途変更に関しては、建築基準法の適用除外とするべきである。</p>		
関係法令	建築基準法第 51 条、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条	共管	なし
制度の概要	建築基準法第 51 条の規定により、産業廃棄物処理施設のうち一定規模を超えるものは、都市計画でその敷地の位置が決定しているものを除き、新築、増築又は用途変更に際して特定行政庁の許可が必要とされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) <p>建築基準法第 51 条において掲げられている施設は、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものであり、都市内におけるこれらの施設の配置は、都市計画上の観点からも十分に検討される必要がある。</p> <p>したがって、産業廃棄物処理施設について、廃棄物処理法に定める手続きを経ていることを理由として建築基準法第 51 条の適用を除外することは適当ではない。</p>			
担当局課室等名	都市・地域整備局 都市計画課 (連絡先：03-5253-8409) 住宅局 市街地建築課(連絡先：03-5253-8516)		

分野	環境	意見・要望提出者	連合
項目	地球温暖化問題に係る各種施策の評価・分析、経済的措置に係る議論の一本化		
意見・要望等の内容	<p>地球温暖化対策を推進するに当たっては、現行施策の評価・分析を行い、その結果に基づき今後の追加施策を検討すべきである。</p> <p>また、経済的措置については、中央環境審議会などの関係審議会の間で考え方に違いがあるが、これらの調整を行い、早急に政府として一体化すべきである。</p>		
関係法令	地球温暖化対策推進法	共管	
制度の概要	<p>我が国はCOP3終了直後の1997年12月に内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策本部が設置、同推進本部は1998年6月に「地球温暖化対策推進大綱」を決定した。同大綱では、京都議定書の目標を達成するための当面の地球温暖化対策が示されており、2001年7月には第3回のフォローアップを実施した。</p> <p>1998年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、1999年4月には、「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定され、これらに基づき、我が国の全ての主体が地球温暖化対策の推進に取り組むこととされた。また、基本方針では、国、地方公共団体、事業者、国民のすべて主体が温暖化対策を推進すべきことが示されている。</p> <p>また、エネルギー需給面の両面にわたる対策として、1998年の「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正や、1997年の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定された。現在は、これらに基づき各種の対策各種の対策が推進されている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改定） 2ウ、2カ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの発生削減について、総合的な対策を実施する。 ・ 再生可能エネルギー等の一層の導入促進を図る。 		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：2002年3月)		
(説明)	<p>COP7における合意を踏まえ、政府では、2001年11月12日に地球温暖化対策推進本部において、我が国として、京都議定書の2002年締結に向けた準備を本格的に開始する。</p> <p>運輸部門、民生部門のうちの住宅・建築部門及び都市緑化等の吸収源対策に責任を有する国土交通省としても、上記本部決定に従って、昨年11月に設置した国土交通省地球温暖化対策推進本部において検討を進めている。また、低公害車の開発、普及戦略のとりまとめや、建築物の省エネ対策の強化等の具体的施策も打ち出しており、国土交通省としても、政府全体の取り組みに積極的に協力している。</p>		
担当局課室等名	<p>総合政策局環境・海洋課(24334)</p> <p>国土環境・調整課(24434)</p>		

分野	廃棄物・環境保全	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	積替保管規制の緩和あるいは公共積替保管施設の整備【新規】		
意見・要望等の内容	公共の積替保管施設を整備するべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要			
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: 随時実施)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>従来、廃棄物の積替保管施設については主に民間事業者が整備を行ってきたが、循環型経済社会を実現するためには、静脈物流の拠点となる港湾において、既存ストックを有効に活用しつつ、公共が先導してこれらの静脈物流基盤インフラを整備し、港湾を核とした総合的な静脈物流システムを構築することが極めて有効であると考えられる。</p> <p>このため、積替保管施設の整備において必要となる飛散防止柵については、平成 14 年度より港湾公害防止施設として国庫補助事業により整備することとしたところである。</p> <p>また、平成 13 年末には、廃棄物積替保管施設の整備等を含む「総合静脈物流拠点整備計画策定マニュアル」を港湾管理者に対し送付したところであり、これにより公共の積替保管施設の整備の促進が図られるものと考えている。</p> <p>国土交通省としては、引き続き、港湾管理者による積替保管施設の整備を支援するための所要の予算の確保、支援制度の充実に努め、港湾を核とした静脈物流システムの形成等により、循環型経済社会の構築に貢献してまいりたい。</p>			
担当局課室等名	国土交通省港湾局環境整備計画室(03-5253-8684)		

分野	競争政策	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	競争入札参加資格申請手続の見直し		
意見・要望等の内容	各省庁の実施する建設工事に係る競争参加資格審査申請手続きについて、一度の申請で、入札参加を希望する各発注機関への登録を可能にしていきたい。		
関係法令	予算決算及び会計令第72条第2項	共管	総務省
制度の概要	各公共工事発注機関は、公共工事を受注するにふさわしい、優良建設業者選定を行うための一環として、資格審査を実施している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>国土交通省においては、平成11・12年度定期受付より、インターネットによる一元的な受付を実施しており、インターネットを利用することにより、申請書類を電子的に提出することが可能であり、また、各発注機関(部局)ごとに申請書類を作成する必要はなく、このインターネット方式を利用する場合は、原則として単一の一連書類で、参加する機関の全ての部局に対する申請が可能となる。また、平成13・14年度のインターネット一元受付では、対象機関を拡大(11・12年度の10機関47部局から、11機関93部局)し、実施しているところであり、今後も、対象機関を広げ、申請者の負担軽減に努めていく方向である。</p>			
担当局課室等名	大臣官房地方課公共工事契約指導室(03-5253-8919)、大臣官房技術調査課、総合政策局建設業課		

分野	競争政策	意見・要望提出者	米国
項目	談合排除のためのひな形マニュアルの作成		
意見・要望等の内容	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに運用指針の特に談合を排除するという目的を実現するために、国土交通省は（財務省及び総務省と共同で、又は単独に）談合行為の防止と抑止のため、談合行為の可能性を示す事実の通知の手続き、談合の疑いの見極め、談合に関与した職員の処分、談合に関与した企業の指名停止の手続き、談合によって生じた損害賠償手続き、などの内容が含まれるひな形マニュアルを2001年度末までに作成し発表する。</p>		
関係法令	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）第10条	共管	総務省、財務省
制度の概要	<p>適正化法第10条により、各省各庁の長等は、発注する公共工事の入札及び契約に関し、独禁法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは、公取委に対しその事実を通知しなければならないとされている。さらに、同法に基づく適正化指針3(1)二より、談合情報を得た場合等の取扱いについて、あらかじめ要領を策定し、職員に周知することとされている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正化指針が策定を求めている要領には、談合情報を得た場合等の違反行為があると疑うに足る事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公取委への通知の手順、通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続きの取扱い、等を定めることとされている。 ・ 公共工事の入札・契約手続きに関しては、発注主体ごとにその環境が異なることもあり、適正化法は適正化指針の策定に当たり、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないと定めており、各発注主体の自主的な判断により要領が策定されることを期待しているところである。 ・ 国土交通省においては談合情報対応マニュアルを作成済み。このマニュアルは誰でも購入可能な出版物に掲載されているので、他の公共工事の発注者が参考にすることは可能と考えている。 			
担当局課室等名	大臣官房地方課、技術調査課、総合政策局建設業課（連絡先）03-5253-8278		

分野	競争政策	意見・要望提出者	米国
項目	談合防止のための、調達担当者の教育・訓練プログラム		
意見・要望等の内容	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに運用指針の特に談合を排除するという目的を実現するために、国土交通省は（財務省及び総務省と共同で、又は単独に）違法な談合行為を防止し、談合の疑いがもたれる事実を公取委、地元の警察、又は検察へ報告する手続き方法に関して、調達担当者を対象にした定期的な教育と訓練プログラムを設ける。		
関係法令	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）第10条	共管	総務省、財務省
制度の概要	適正化法第10条により、各省各庁の長等は、発注する公共工事の入札及び契約に関し、独禁法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは、公取委に対しその事実を通知しなければならないとされている。さらに、同法に基づく適正化指針3(1)二より、談合情報を得た場合等の取扱について、あらかじめ要領を策定し、職員に周知することとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 国土交通省においては、内部職員に対する契約研修等の一環として、談合情報対応マニュアルの周知はもちろんのこと、公正取引委員会の担当官による独占禁止法と公共工事契約に関する講義を設けるなど、定期的な研修を実施している。			
担当局課室等名	大臣官房地方課、技術調査課、総合政策局建設業課（連絡先）03-5253-8278		

分野	競争政策	意見・要望提出者	米国
項目	適正化法に沿って取られた措置と談合処理の有効性の評価に関する年次報告の作成		
意見・要望等の内容	<p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに運用指針の特に談合を排除するという目的を実現するために、国土交通省は（財務省及び総務省と共同で、又は単独に）すべての中央政府、準政府機関、地方政府が入札及び契約の適正化の法律と運用指針に沿って取られた詳細な措置、及び談合の処理における有効性の評価に関する年次報告書を作成することを確保する。</p>		
関係法令	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）第17,18条	共管	総務省、財務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。また、国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。（適正化法第17条第1項、第2項） 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、また、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。（適正化法第18条第1項、第2項） 		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 本措置については2002年4月1日施行予定。法律の適正な執行に努めていきたい。			
担当局課室等名	大臣官房地方課、技術調査課、総合政策局建設業課（連絡先）03-5253-8278		

分野	競争政策	意見・要望提出者	米国
項目	談合防止行政プログラムの導入		
意見・要望等の内容	中央政府、地方政府、準政府機関の公共事業の入札に対するすべての参加者について、入札価格についての話し合い、あるいは他の参加者と入札に関して情報交換をしていないことを示す証書の提出を義務付けるための談合禁止行政プログラムを導入する。虚偽の証書に対する適切な法的処罰あるいは行政処罰（指定の停止等）の制定は、このプログラムをより一層有効なものとする。		
関係法令	なし	共管	
制度の概要			
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 国土交通省においては「競争入札心得」を策定している。この心得は、平成2年に米国側の提案を受けて「入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない」旨を規定し、さらに、平成11年の日米規制緩和対話における第二回共同現状報告を踏まえて改正し、公正な入札の確保に関する規定をより明確化するため、入札参加者間の入札価格等に関する相談及び入札価格の意図的な開示を禁止する規定を設けた。実際の入札書には、この競争入札心得を承諾の上入札する旨明記させ、記名押印を求めているところである。			
担当局課室等名	大臣官房地方課、技術調査課、総合政策局建設業課（連絡先）03-5253-8278		

分野	競争政策	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	地方公共団体による発注・入札制限の改善		
意見・要望等の内容	地方公共団体が実施する入札案件に課される過度の地域要件（発注者の行政区域内に主たる事業所（本社）を有すること等）や分割発注を速やかに改善すべきである。		
関係法令	なし	共管	総務省、公正取引委員会
制度の概要	公共工事の発注に当たり、地域要件の設定（本店又は営業所の所在地に関する事項を、入札参加資格としたり、入札招請者の指名に当たって考慮することを言う。）や分割発注が広く行われている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>地域要件の設定や分割発注等を行うことについては、地元状況を踏まえた円滑な工事施工への期待や、地域経済の活性化、雇用の確保等の観点から行われていると考えられ、また、政府としても、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じてもらうよう要請しているところである。</p> <p>しかしながら、建設業法で禁止されている一括下請負（丸投げ）を誘発・助長するような行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注については、これを行わず、競争の確保に十分配慮するよう地方公共団体に対し要請しているところである。</p>			
担当局課室等名	大臣官房技術調査課、総合政策局建設業課（連絡先）03-5253-8278		

分野	競争政策	意見・要望提出者	個人
項目	公共事業に係る入札制度の改善		
意見・要望等の内容	一括下請負の禁止の徹底		
関係法令	建設業法第22条、入札契約適正化法第12条	共管	なし
制度の概要	<p>建設業法第22条では、一括下請負を禁止している。但し、発注者の書面による事前の承諾があれば、その例外が認められている。</p> <p>但し、公共工事については、平成13年4月1日から施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に基づき、全面的に禁止されることとなった。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: 下記のとおり)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 一括下請負については、平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の活用等を通じた発注者による施工体制の点検強化を義務付けたところである。さらに、施工体制の適正化を実効あるものにするため、国においては発注者による点検体制の強化や建設業許可行政部局による抜打の立入点検の創設、監督処分基準の厳正な運用に努めるとともに、地方公共団体に対しても周知徹底を図っているところ。「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」(平成13年3月30日総合政策局長通知)を発出し、施工体制台帳の活用等により適切に現場施工体制の点検に努めること、発注者と建設業許可担当部局の連携に努め建設業法等違反事例に対しては厳正に対処すること等を改めて徹底したところである。			
担当局課室等名	総合政策局建設業課(連絡先)03-5253-8278		

分野	競争政策	意見・要望提出者	個人
項目	指名競争入札制度の見直し		
意見・要望等の内容	公共入札は、現在会計法の例外規定である「指名競争入札」で行われている。この「指名」こそが入札制度の一番の「規制」である。		
関係法令	会計法29条の3項	共管	財務省
制度の概要	会計法令においては、契約方式の原則は一般競争入札が原則とされているが、公共工事においては、不良・不適格業者排除等の観点から、指名競争入札が多く行われている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成6年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>公共工事の入札及び契約については、平成6年度の一般競争入札、公募型指名競争入札等の導入や、平成9年度のV E方式等技術力を重視した多様な入札契約方式の導入などに取り組んできたところである。</p> <p>一方、一般競争入札は、透明性、競争性が高い等の利点があるものの、不良不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠けるものが落札し、公共工事の質の低下をもたらす恐れがあること等の問題がある。このため、不良不適格業者の排除や適正な施工体制の確保等の観点に配慮しつつ、指名競争入札を見直すとともに、一般競争入札の拡大に努めているところである。</p> <p>国土交通省においては、平成13年11月より、更なる競争性の向上のため、公募型指名競争入札の一部の工事において、一定の条件を満足する企業は全て入札に参加させる詳細条件審査型一般競争入札を試行的に実施するなど、不良不適格業者の排除等に努めながら、競争性の向上を図っているところである。</p>			
担当局課室等名	大臣官房地方課、技術調査課、総合政策局建設業課(連絡先)03-5253-8278		

分野	競争政策	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	競争入札参加資格申請手続の見直し		
意見・要望等の内容	入札参加資格申請に使用する決算数値について、企業グループが作成する連結決算数値を使用することも可能にする。（入札参加資格申請書に子会社等を含んだ完工高を認めていただきたい。）{経団連に確認済み}		
関係法令	予算決算及び会計令第72条第2項	共管	なし
制度の概要	各公共工事発注機関は、公共工事を受注するにふさわしい、優良建設業者選定を行うための一環として、資格審査を実施している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 一般競争参加資格申請書の工事種別ごとの年間平均完成工事高の記載にあたっては、経営事項審査結果通知書に記載されている工事種別ごとの完成工事高の年平均を転記することとなっており、経営事項審査の工事種別ごとの年間平均完成工事高に係る審査においては、連結対象となる子会社等の実績を含んだ完成工事高を用いることは認めていない。			
担当局課室等名	大臣官房地方課公共工事契約指導室（03-5253-8919）、総合政策局建設課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会，米国
項目	公益事業分野における公正取引委員会と事業所轄省庁の連携		
意見・要望等の内容	<p>1 既存の事業者と新規参入者との条件の格差が大きい公益事業分野などの規制産業に関し，公正取引委員会と事業所管省庁は，消費者利益の増大や利便の向上を図るために，有効かつ公正な競争を促進する一層の協力を強めるべき。（日本労働組合総連合会）</p> <p>2 「V-B 規制産業における競争の促進」（米国）</p> <ul style="list-style-type: none"> -1 電力・ガスの分野に有効な競争を導入し，維持するため，公取委は経済産業省との共同作業をさらに進める。 -2 電気通信分野に有効な競争を導入し，維持するため，公取委は総務省とのさらなる協力を奨励する。 -3 運輸交通の分野に有効な競争を導入し，維持するため，公取委と国土交通省との間の共同作業を促進する。 		
関係法令	独占禁止法，電気通信事業法，電気事業法，ガス事業法等	共管	公正取引委員会，総務省，経済産業省，国土交通省
制度の概要	<p>公正取引委員会は，競争についての一般法である独占禁止法を厳正に執行するとともに，事業所管省庁と協力して，規制緩和の推進等を図るべく，内外からの事業者の公正かつ自由な競争を促進し，消費者の利益を確保するため，競争政策の観点から，需給調整規制等により参入が制限されている分野等について積極的調査・提言を行い，参入規制等が緩和された分野について，規制緩和後の状況を調査し必要な提言を行う等競争政策の積極的推進を図っている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3(4)】</p> <p>規制産業における競争の促進</p> <p>電気事業，ガス事業，電気通信事業，運輸事業などのうち，従来，新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって，公正取引委員会は，所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があるれば，今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し，改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。また，上記の規制産業については，競争を促進する観点から，事業所管省庁と公正取引委員会が，ガイドラインの策定を含めて，競争にかかわる制度の新設，見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p>		

対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期:下記のとおり)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>公正取引委員会は、公益事業分野における競争を促進する観点から、事業所轄省庁と必要な連携を行っている。</p> <p>公正取引委員会と総務省は、平成13年11月、電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方及び電気通信事業法上の考え方を示した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を共同して作成・公表している。</p> <p>公正取引委員会と経済産業省は、「適正な電力取引についての指針」及び「適正なガス取引についての指針」を策定し、それぞれ平成11年12月、平成12年3月に公表している。</p> <p>経済産業省は、平成13年3月に、公正取引委員会の協力を得て、経済産業省に寄せられた電力取引に係る相談事例についての独占禁止法及び電気事業法上の考え方をとりまとめ、公表している。また、現行の「適正な電力取引についての指針」を補足・充実するため、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に適正取引ワーキンググループを設置し、公正取引委員会とも連携して、検討中。</p> <p>また、公正取引委員会は、経済産業省の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会及びガス市場整備基本問題研究会に参加する等公益事業分野における競争的仕組みの導入等に当たって、競争促進の観点から積極的に対応した。</p>				
担当局課室等名	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課，同ガス市場整備課 国土交通省総合政策局交通産業政策調整官付			

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	U N - E C E 規則の早期採択		
意見・要望等の内容	U N - E C E 規則を、最大限多数、早期に採択することを E U は要望する。		
関係法令	道路運送車両法、装置型式指定規則、道路運送の保安基準	共管	なし
制度の概要	1958 年 UN-ECE 協定は、装置の基準調和と型式認定の相互承認を目的とした多国間協定であり、ある協定締約国において、協定に基づき自動車の装置毎に策定された協定規則（技術付属書）に従って型式認定を受けた自動車の装置は、当該協定規則を採択している他の協定締約国においても型式認定を受けたものとみなすこととされている。		
計画等における記載の状況	【規制改革推進 3 か年計画（改定） 4 別添 1 1（4）】 日本での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、日本の基準と車両等の型式相互承認協定（略称）に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。 【平成 13 年国土交通省令第 94 号】		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：適宜実施）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>我が国は、平成 10 年 11 月の 1958 年 UN-ECE 協定への加入以降、当該協定に基づく 113 の協定規則のうち、これまでに 17 規則を採択し相互承認の対象としてきたところ。今後の協定規則の採択については、平成 15 年度末までに 30 規則程度を採択することを目標とし、できるだけ多くの協定規則の採択を行うこととしている。また、採択にあたっては、日本の安全・環境基準を低下させないことを前提として、国内外からの要望や、相互承認・基準調和による経済的効果等を考慮し、優先度の高いものから採択を行うこととしている。</p>			
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部技術企画課（連絡先）03 - 5253 - 8591		

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	U N - E C E 協定の遵守		
意見・要望等の内容	<p>詳細な書類と自動車本体や部品の物理的な検査をすることなく、国土交通省はU N - E C E の認可番号、または、メーカーの提出する証明書をU N - E C E 規則に適合している証拠として認めること。</p>		
関係法令	道路運送車両法	共管	なし
制度の概要	<p>1958年U N - E C E 協定は、装置の基準調和と型式認定の相互承認を目的とした多国間協定であり、ある協定締約国において、協定に基づき自動車の装置毎に策定された協定規則（技術付属書）に従って型式認定を受けた自動車の装置は、当該協定規則を採択している他の協定締約国においても型式認定を受けたものとみなすこととされている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>1．各 E C E 規則では、認可された装置には見やすい場所にはっきりと認可マークを表示（affix）すべきことが定められている。このため、認可マークが表示されている装置については、認可番号の確認のみで基準に適合していると判断しているが、認可番号が表示されていない装置については、図面などの認可書の記載内容に基づき、当該装置が認可されたものと同ーであることの確認を行っている。</p> <p>2．昨年10月に行われたE Uとの専門家会合において、E U側がE C E 規則に基づく認可マークの表示を行うよう、欧州のメーカーを指導することとなっており、既に解決済みである。</p>			
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部審査課（連絡先）03 - 5253 - 8596		

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	ナンバープレートの寸法・取付に係る規制緩和		
意見・要望等の内容	ナンバープレートサイズの国際標準化とそれまでの間にEUのナンバープレート寸法と取付方法の受け入れ		
関係法令	道路運送車両法第11条 道路運送車両法施行規則第11条	共管	なし
制度の概要	自動車の所有者は、自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を取付けなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>1. 世界各国のナンバープレートのサイズはまちまちで約200種類にもおよんでいると承知しており、日本の要件が特異であるとは考えていない。</p> <p>2. しかしながら、ナンバープレートサイズ及び取付方法については、視認性向上及び製造コスト削減等の観点から、国際標準化を図ることが重要と認識している。</p> <p>3. このような観点から、既にEU側に対しナンバープレートサイズ及び取付け方法の国際標準化について、共同でECEWP29の場に提案することを申し入れたところである。</p> <p>4. なお、国土交通省自動車交通局長の下に設置された「ナンバープレートの活用方策等に関する懇談会」の報告書においては、国際標準化の動向を注視しながら、表示内容とあわせて慎重に検討を進めていく必要がある旨の提言を受けている。</p>			
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03 - 5253 - 8588		

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	正規輸入業者による原動機型式の打刻		
意見・要望等の内容	修理のためのもので、エンジンと一体になってないシリンダー・ブロックを、正規輸入業者が打刻し、ディーラーに提供できるようにすること。		
関係法令	道路運送車両法第29条第1項	共管	なし
制度の概要	<p>自動車の原動機型式の打刻は、自動車に取り付けられている原動機の型式が自動車登録ファイルに登録され、又は自動車検査証や登録、検査の申請書に記載されている原動機の型式と同じものであるか、また、原動機の型式に変更がなかったかどうかを容易に確認するために必要なものである。</p> <p>また、打刻が申請に行われるよう原動機型式を打刻することができる者を制限しており、原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣から指定を受けた者が、あらかじめ打刻に関する必要事項を届け出た上で打刻を行うこととなっている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 平成13年7月5日付けで、「自動車型式認証実施要領について(依命通達)」等の一部改正により、正規輸入業者であれば、一定の場合(補修用シリンダブロックに打刻がないことを証する製作者の書面及び補修用シリンダブロックにより修理された後に当該原動機の型式を打刻することを申請者に指示する製作者の書面が提出される場合)には、国土交通大臣から打刻の指定を受けることができるようにした。			
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03 - 5253 - 8596		

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	乗用車の型式指定車の諸元表第 1 号様式中の不要項目等の削除		
意見・要望等の内容	諸元表の記載事項削減に関する日本自動車輸入組合の提案を検討すること。		
関係法令	自動車型式指定規則第 3 条	共管	なし
制度の概要	型式指定自動車の申請に際しては、自動車の構造、装置及び性能を記載した諸元表様式の該当項目を記入し提出することとしている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 日本自動車輸入組合からの提案については、欧州の認証手続きにおける取り扱いとの整合化を念頭に置きつつ、措置するか否かを含めて検討しているところ。			
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03 - 5253 - 8596		

分野	資格制度関係	意見・要望提出者	個人
項目	不動産鑑定士試験		
意見・要望等の内容	<p>監督官庁が実態調査をなし、年齢制限なく実務研修を履修できる態勢の早期確立を要望する。指導する鑑定事務所・鑑定士の技能等が要求されると思うが国及び社団法人がその調査の下に指導鑑定事務所を指定し助成することが必要だと思う。年齢制限を受けることなく充実したしかも集約的な実務研修を受けられる制度の早期創設を切に望む。</p>		
関係法令	不動産の鑑定評価に関する法律	共管	なし
制度の概要	<p>第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかを判定するために実施しており、受験資格はないが、大学（短期大学を含む。）卒業者等は免除される。</p> <p>第2次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識を有するかを判定するために実施しており、受験資格は第1次試験合格者及び第1次試験を免除された者である。また、第2次試験に合格し、かつ、2年以上実務経験を経れば不動産鑑定士補となる資格を得られ、不動産鑑定士補名簿への登録を受けると、不動産鑑定士補となる。</p> <p>第3次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかを判定するために実施しており、受験資格は不動産鑑定士補又は不動産鑑定士補となる資格を有する者で、国土交通大臣の認定する実務補習機関において1年以上の実務補習を受けた者である。また、第3次試験に合格した者は不動産鑑定士となる資格が得られ、不動産鑑定士名簿への登録を受けると、不動産鑑定士となる。</p>		
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画（改定）」</p> <p>5 資格制度関係 別添2(1)業務独占資格制度</p> <p>実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し</p> <p>不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び第3次試験の在り方について検討し、所要の処置を講ずる。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p>	
<p>（説明）</p> <p>実務経験及び実務補習に関し、制度上年齢による制限はない。</p> <p>なお、不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方については、不動産鑑定士試験第2次試験合格後に実施している実務補習の補習生等の負担軽減を図る方向で検討を進め、平成13年7月に、実務に関する講義の単位数及び期間を短縮すること、実地演習の類型等を整理して必須の演習件数を削減すること等を内容とした実務補習規程の改定を行い、平成13年11月から実施している。</p>			
担当局課室等名	土地・水資源局地価調査課（03-5253-8377）		

分野	資格制度関係	意見・要望提出者	個人
項目	不動産鑑定士試験		
意見・要望等の内容	不動産鑑定士の受験資格要件としての「実務経験」についての見直しはどの程度進んでいるのか。閣議決定にあるように是非緩和もしくは撤廃してもらいたい。どうしても実務経験が必要であれば、業界団体主催で実務シミュレーションなどを実施してはどうか。		
関係法令	不動産の鑑定評価に関する法律	共管	なし
制度の概要	<p>第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかを判定するために実施しており、受験資格はないが、大学（短期大学を含む。）卒業者等は免除される。</p> <p>第2次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識を有するかを判定するために実施しており、受験資格は第1次試験合格者及び第1次試験を免除された者である。また、第2次試験に合格し、かつ、2年以上実務経験を経れば不動産鑑定士補となる資格を得られ、不動産鑑定士補名簿への登録を受けると、不動産鑑定士補となる。</p> <p>第3次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかを判定するために実施しており、受験資格は不動産鑑定士補又は不動産鑑定士補となる資格を有する者で、国土交通大臣の認定する実務補習機関において1年以上の実務補習を受けた者である。また、第3次試験に合格した者は不動産鑑定士となる資格が得られ、不動産鑑定士名簿への登録を受けると、不動産鑑定士となる。</p>		
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進3か年計画（改定）」</p> <p>5 資格制度関係 別添2(1)業務独占資格制度</p> <p>実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し</p> <p>不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び第3次試験の在り方について検討し、所要の処置を講ずる。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成13年7月）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に盛り込まれた「不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び第3次試験の在り方についての検討」については、不動産鑑定士の資格を付与する上で実務経験は不可欠な課程であることから、第3次試験の受験要件である実務補習について補習生の負担軽減を図る方向で検討し、平成13年7月に、実務に関する講義の単位数及び期間を短縮すること、実地演習の類型等を整理して必須の演習件数を削減すること等を内容とした実務補習規程の改定を行い、平成13年11月から実施している。</p>			
担当局課室等名	土地・水資源局地価調査課（03-5253-8377）		

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加		
意見・要望等の内容	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する		
関係法令	首都高速道路公団法第42条 阪神高速道路公団法第42条	共管	なし
制度の概要	<p>首都高速道路公団、阪神高速道路公団の余裕金の運用先については、「銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又郵便貯金」とされており、金融機関としては、信用金庫及び全信連が指定されている。</p> <p>なお、農林債券については取得できる有価証券として既に指定されている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) <p>都市高速道路の運用する余裕金は、料金収入等の受入時期と事業費等の支払時期との差により生じる一時的なものである。</p> <p>農林中央金庫の預金を国土交通大臣が運用先として指定することについては、上記余裕金の性格の観点から適当であるか検討する。</p>			
担当局課室等名	都市・地域整備局総務課都市高速道路公団監理室 03(5253)8396		

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加		
意見・要望等の内容	地域振興整備公団の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。		
関係法令	地域振興整備公団法第27条	共管	経済産業省
制度の概要	<p>地域振興整備公団の余裕金の運用先については、預貯金については「銀行への預金又は郵便貯金」に限られている。</p> <p>なお、有価証券については「国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有」とされており、農林債券については保有できる債券として既に指定されている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) <p>地域振興整備公団の業務上の余裕金は、分譲・譲渡等の収入が事業費等に充てられるまでの一時的な滞留資金であり、適正かつ安全に、また、長期間固定されることのないよう運用される必要があるが、一方これを有利に運用して利息収入を確保することが望ましい。</p> <p>農林中央金庫の預金を国土交通大臣が運用先として指定することについては、このような観点から適当であるか検討する。</p>			
担当局課室等名	都市・地域整備局まちづくり推進課 03(5253)8406		

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加		
意見・要望等の内容	日本下水道事業団の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。		
関係法令	日本下水道事業団法第38条	共管	なし
制度の概要	日本下水道事業団法第38条では余裕金の運用先について規定しており、農林中央金庫の発行する債券については、同条第1号の「その他建設大臣の指定する有価証券」に指定されているが、預金の運用先については、同条第2条により銀行又は郵便貯金に限定されているため、農林中央金庫への預金はできない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 農林中央金庫への預金については、日本下水道事業団法の改正が必要となるため、次期改正時に対応する方向で検討することとする。			
担当局課室等名	都市・地域整備局下水道部下水道企画課 03(5253)8427		

分野	金融	意見・要望提出者	全国農業協同組合連合会	
項目	地方公共団体関係機関等の資金運用先への農協・信連の追加			
意見・要望等の内容	地方住宅供給公社の資金運用先として農協及び信連の貯金を追加すること。			
関係法令	地方住宅供給公社法第34条	共管	なし	
制度の概要	地方住宅供給公社の余裕金の運用方法は、国債又は地方債の取得及び銀行への預金又は郵便貯金に限られている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 地方住宅供給公社の資金運用先として農協・全信連の預金を追加するためには、法改正が必要であり、将来の法改正で所要の改正を行うことを検討するが、金融機関の中の農協・全信連の役割、位置付けについて検討した上で判断する。				
担当局課室等名	住宅局 住宅総合整備課(連絡先：03-5253-8506)			

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	地方住宅供給公社の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。			
関係法令	地方住宅供給公社法第34条	共管	なし	
制度の概要	地方住宅供給公社の余裕金の運用方法は、国債又は地方債の取得及び銀行への預金又は郵便貯金に限られている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>地方住宅供給公社の資金運用先として農林中央金庫の預金を追加するためには、法改正が必要であり、将来の法改正で所要の改正を行うことを検討するが、金融機関の中の農林中央金庫の役割、位置付けについて検討した上で判断する。</p> <p>また、農林債券についても上記の法改正とあわせて検討し、判断する。</p>				
担当局課室等名	住宅局 住宅総合整備課(連絡先：03-5253-8506)			

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加		
意見・要望等の内容	住宅金融公庫の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。		
関係法令	住宅金融公庫法第28条	共管	財務省
制度の概要	住宅金融公庫の余裕金の資金運用先は、以下に限定している。 (1) 国債、地方債又は政府保証債の保有 (2) 財政融資資金への預託 (3) 銀行への預金		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 農林中央金庫からの要望内容については、資金の運用先に関する要望と認識するが、住宅金融公庫の余裕金の資金運用先については、民間では困難な長期・低利・固定の融資を行い自助努力による良質な住宅取得を支援する基本的役割を堅持する上で、安全かつ効率的であることが必要である。 農林中央金庫の預金及び農林債券については、安全確実性、流動性、流通量を前提として公庫が余裕金の運用益の増収を図る上では、現在のところ資金運用先に加える必要性は乏しいと考えている。 なお、資金運用先にふさわしいものについては、今後も運用の可能性を検討する。			
担当局課室等名	住宅局 住宅資金管理官(連絡先：03-5253-8518)		

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加		
意見・要望等の内容	都市基盤整備公団の資金運用先として農林中央金庫の預金を追加する。		
関係法令	都市基盤整備公団法第58条	共管	なし
制度の概要	<p>都市基盤整備公団の業務上の余裕金の運用については、国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得、銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金等とされている。</p> <p>なお、農林債券については取得できる有価証券として既に指定されている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期：)	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
(説明) <p>都市基盤整備公団の業務上の余裕金は、家賃等の収入が事業費等に充てられるまでの一時的な滞留資金であり、適正かつ安全に、また、長期間固定されることのないよう運用される必要があるが、一方これを有利に運用して利息収入を確保することが望ましい。</p> <p>農林中央金庫の預金を国土交通大臣が運用先として指定することについては、このような観点から適当であるか検討する。</p>			
担当局課室等名	住宅局 都市基盤整備公団監理室(連絡先：03-5253-8503)		

分野	金融	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会、全国信連協会	
項目	地方公共団体関係機関等の資金運用先への農協・信連の追加			
意見・要望等の内容	地方道路公社の資金運用先として農協及び信連の預金を追加すること。			
関係法令	地方道路公社法第31条	共管	なし	
制度の概要	地方道路公社の根拠法において、業務上の余裕資金の運用制限があり、農協・信連の預金に運用できない。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	地方道路公社の資金運用方法の拡大のためには、法改正が必要であり、農協・信連の預金を余裕資金の運用先を含めることについては、金融機関の中の農協・信連の役割、位置づけについて検討した上で判断する。			
担当局課室等名	道路局路政課(直通 03-5253-8479)			

分野	金融	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加		
意見・要望等の内容	地方道路公社の資金運用先として、農林中央金庫の預金及び農林債券を追加すること。		
関係法令	地方道路公社法第31条	共管	なし
制度の概要	地方道路公社の根拠法において、業務上の余裕資金の運用制限があり、農林中央金庫の預金及び農林債券に運用できない。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 地方道路公社の資金運用方法の拡大のためには、法改正が必要であり、農林中央金庫の預金及び農林債券を余裕資金の運用先を含めることについては、金融機関の中の農林中央金庫の役割、位置づけについて検討した上で判断する。			
担当局課室等名	道路局路政課(直通 03-5253-8479)		

分野	7 金融・証券・保険関係	意見・要望提出者	農林中央金庫
項目	日本鉄道建設公団の余裕金の運用先として農林中央金庫への預金を追加。		
意見・要望等の内容	日本鉄道建設公団の余裕金の運用先として農林中央金庫への預金を追加する。		
関係法令	日本鉄道建設公団法第31条	共管	なし
制度の概要	日本鉄道建設公団は、公団法第31条により、銀行への預金又は郵便貯金以外に業務上の余裕金の運用をしてはならないとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 農林中央金庫への預金については、法制上の措置が必要となるため、独立行政法人化に係る法案作成の際に措置を検討したい。			
担当局課室等名	鉄道局財務課		

分野	2 金融関係	意見・要望提出者	農林中央金庫 1 2
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加		
意見・要望等の内容	新東京国際空港公団の資金運用方法として農林中央金庫への預金を追加する。		
関係法令	新東京国際空港公団法第 3 2 条第 2 号	共管	なし
制度の概要	<p>新東京国際空港公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 銀行への預金又は郵便貯金</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期：	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難 その他
(説明) <p>新東京国際空港公団には運用のための余裕金はなく、措置の必要性、実効性につき検討中である。なお、農林中央金庫への預金ができることとするためには、公団法の改正が必要である。</p>			
担当局課室等名	航空局飛行場部新東京国際空港課(連絡先) 03-5253-8721		

分野	流通	意見・要望提出者	日本フランチャイズチェーン協会	
項目	道路法第 24 条歩道に設ける切り下げ（車両進入）の幅員要件の緩和			
意見・要望等の内容	店舗駐車場への乗り入れ口（切り下げ）の幅については各自治体等によって、統一した基準がある。しかしながら現在の自動車社会を考慮すると、一律の運用によらず、歩行者等交通の状況を勘案して柔軟な処理をお願いしたい。			
関係法令	道路法第 24 条	共管	なし	
制度の概要	<p>道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる（道路法第 24 条）。</p> <p>「道路法第 24 条の承認及び第 91 条第 1 項の許可に係る審査基準について」（平成 6 年 9 月 30 日付け道路局長通達）の「承認工事審査基準（案）」において、乗り入れ幅等の一般的な基準を示しているところ。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） 道路法第 24 条に基づく承認については、上記「承認工事審査基準（案）」を参考としつつ、各道路管理者が、地域の特殊性や工事の態様等を勘案して、各々の審査基準を定めているところであり、道路の構造の保全、交通の危険の防止の観点を踏まえつつ、各道路管理者が具体的な運用を行っているところ。				
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室（03-5253-8481）			

分 野	エネルギー	意見・要望提出者	経団連
項 目	電気工作物占用申請書類の様式統一および簡素化 (河川)		
意見・要望等の内容	行政機関の間で申請様式(鑑紙)および添付書類種類を統一し、添付部数を削減する。 占有箇所位置図等の図面は、市町村と同様に簡易なものとする。または、行政機関が保有している図面を複写し、そこに電柱・電線等を記入したものを添付書類とする。		
関係法令	河川法第24条、第26条	共管	なし
制度の概要	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない(河川法第24条)。また、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない(河川法第26条)。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>土地の占有許可申請書の様式については、河川法施行規則第12条第1項、別記様式第8の(甲)及び(乙の2)で、添付図書については同令第12条第2項により、事業計画書、位置図、実測平面図、面積計算書及び丈量図等、河川占有許可の許否を判断するために必要最低限のものを求めている。</p> <p>また、工作物の新築等の許可申請書の様式については、同令第15条第1項、別記様式第8の(甲)及び(乙の4)で、添付図書については同令第15条第2項により、事業計画書、位置図、実測平面図、設計図等、工作物の新築等の許可の許否を判断するために必要最低限のものを求めている。</p> <p>また、これらの様式や添付図書については、河川管理者においては既に統一されているものである。</p> <p>さらに、土地の占有許可申請と工作物の新築等の許可申請を同時に行う場合は、同令第40条第1項により、申請書に添付すべき図書の内容が他のものの内容に含まれるときは省略可能となっている。そのほか、同条第4項により、許可にかかる行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略したり、簡易な添付図書に代える取扱いをしているところである。</p> <p>今後、さらなる申請手続きの迅速化・簡素化のため、電子申請が可能となるよう作業を進めている。</p>			
担当局課室等名	国土交通省河川局水政課(03-5253-8439)、治水課(03-5253-8450)		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	電気工作物占用申請書類の様式統一及び簡素化（道路）		
意見・要望等の内容	<p>行政機関の間で申請様式（鑑紙）および添付書類種類を統一し、添付部数を削減する。</p> <p>占用箇所位置図等の図面は、市町村と同様に簡易なものとする。または、行政機関が保有している図面を複写し、そこに電柱・電線等を記入したものを添付書類とする。行政財産の特別使用許可申請や国立公園内の土地使用に関する申請等についても同様である。</p>		
関係法令	道路法第 32 条	共管	なし
制度の概要	<p>道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合（道路の占用）は、道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第 32 条第 1 項）。また、道路の占用の許可を受けようとする者は、あらかじめ道路法第 32 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書（道路法施行規則第 4 条の 3、別記様式第 5）を道路管理者に提出しなければならない（道路法第 32 条第 2 項）。</p>		
計画等における記載の状況	<p>「規制改革推進 3 か年計画（改定）」</p> <p>9 エネルギー関係 (3) イ 電気事業</p> <p>電気工作物の占用許可申請書類の簡素化</p> <p>直轄国道における電気工作物の道路占用許可申請に係る添付書類については、一層の簡素化を検討する。</p>		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成 14 年 3 月</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>道路占用許可申請書類の様式については、道路法施行規則第 4 条の 3、別記様式第 5 により定められており、添付図書等については、占用の場所、占用物件の構造、工事の実施方法、道路の復旧方法等、道路占用許可の許否を判断するために必要最低限のものを求めることとしているが、これまでもその簡素化に努めてきたところである。</p> <p>ただし、道路の構造や占用物件の種類・構造等によっては必要となる添付図書等も異なることから、完全な統一化は困難であるとしても、指摘等を踏まえ、道路占用許可手続に関し、提出書類等の一層の簡素化が可能なものについて、必要な指示を行った。また、地方自治体における道路占用許可に関する事務は、自治事務である関係上、国土交通省において直接の指導を行うことは困難であるが、上記の指示等を踏まえ、地方自治体に対しても周知した。</p>			
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室（03-5253-8481）		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	共同溝に収容するケーブルの電圧別区分の撤廃			
意見・要望等の内容	<p>(要望) 電圧別の区分を撤廃する</p> <p>(理由) 一般には、管路の使用目的を電圧別に定めてはならず、物理的に全く同じ管を用いている。共同溝についても同じ管種で整備しており、電圧別の区分を設ける合理的理由はなく、単に条数にて整備規模を設定すべきである。</p>			
関係法令	共同溝の整備等に関する特別措置法第 12 条 他	共管	なし	
制度の概要	<p>占用予定者は、公益物件の敷設計画書、建設費の負担金の額の算出に必要な資料等を添えて共同溝の占用の申請を行い、道路管理者は、その敷設計画書に係る公益物件を共同溝に収容することが共同溝の規模及び構造上相当であると認めるときは、共同溝整備計画にその占用予定者の占用部分、公益物件の敷設計画、費用負担に関する事項を定めることとしている。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
(説明)	<p>「共同溝についても同じ管種で整備」とのことであるが、電圧によって共同溝の整備規模は異なる。具体的には、電力ケーブルは電圧別に径が異なるとともに、一般的には 154kV 以上のケーブルは、熱伸縮作用に対応するために蛇行させて敷設する必要がある。このため、電圧別に電力ケーブルを設置する受金物の幅や上下間隔が決まり、共同溝の必要な断面を決定しなければならないことから、共同溝に収容するケーブルの電圧別区分を撤廃することはできない。</p>			
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室(03-5253-8481)、国道課			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	ナトリウム・硫黄電池に係る用途地域規制の緩和			
意見・要望等の内容	<p>NaS電池は、材料としてナトリウムと硫黄を使用していることから、工業地域などを除いては、建築基準法の用途地域の規制により、設置の際に、建築基準法第48条の規定により公聴会や建築審査会を開催した上で特定行政庁の許可を得なければならない。</p> <p>一方で、消防庁では、安全性検討を踏まえ、これまで制約となっていた位置、構造の基準や監視方法についての規制を緩和している。（「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準について」平成11年6月2日付け消防危第53号）</p> <p>このような現状にかんがみ、建築基準法においても、NaS電池の設置施設に係る用途地域の規制を緩和すべきである。</p>			
関係法令	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の9	共管	なし	
制度の概要	建築基準法による用途制限に適合しない用途の建築物を建築するに当たっては、公開による意見の聴取及び建築審査会の同意を経た上で、特定行政庁の許可が必要である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成11年7月)			
(説明)				
<p>建築基準法は、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物については、周辺の市街地環境に与える影響の大きさから、危険物の種類ごとに用途地域に応じてその数量を定めて建築を制限している。</p> <p>NaS電池は、ナトリウムと硫黄を貯蔵する施設であることから、一定の数量を超えるものの建築に当たっては、特定行政庁の許可によって対応しているところであるが、平成11年6月2日付け消防危発第53号「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」において、安全性能が確認されているものについて、位置、構造及び設備の技術上の特例を適用することとして差し支えない旨が通知されていることを踏まえ、平成11年7月12日付け建設省住街発第65号「ナトリウム・硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第48条第4項から第10項までの規定に関する許可の運用について」において、NaS電池を設置する建築物について、当該許可を活用するに当たっての構造等の技術的基準を定めて、地方公共団体に通知したところである。</p>				
担当局課室等名	住宅局 市街地建築課(連絡先：03-5253-8516)			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	溶接方法に関する各種法令の整合性の確保		
意見・要望等の内容	各規則の整合を図るべきである 各規則 電気事業法、船舶安全法、ボイラー及び压力容器安全規則、高圧ガス保安法、ガス事業法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律		
関係法令	船舶構造規則第5条～第8条 溶接工の技りょうに関する試験の方法を定める告示	共管	なし
制度の概要	船体及び排水設備の溶接継手部は、船舶構造規則に定める「溶接工の技りょうに関する試験」に合格した溶接工その他告示で定める要件を備える溶接工（電気事業法等の各法令に定める溶接資格を有する者）又は自動溶接機により溶接されたものでなければならないことになっている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>溶接構造物は、その用途・種類により工作方法が異なり、また、溶接する材料の性質、板厚等も異なるため、各分野で安全性が確保できると判断された溶接方法及び資格制度が確立されている。</p> <p>したがって、あらゆる溶接構造物に対して対応可能な統一的な溶接方法を定め、また、資格制度を定めることは、あらゆる溶接構造物に対応する包括的な溶接技量を求めることになり、特定の溶接構造物に対応した資格で足りるとする場合に比し、却って過剰な資格要件を課すこととなる。</p> <p>一方、各法令で定める溶接資格については、同等とみなせる資格について、既に相互活用しており、実質的には整合化が図られている。</p>			
担当局課室等名	海事局安全基準課(03-5253-8636)		